



おきなが明久 レポート

市議会議員 建設・水道常任委員会委員
<自宅> 座間市立野台1-8-25-101
<TEL&FAX> 046(252)4886
<Eメール> akihisa.okinaga@nifty.ne.jp

座間市発注の公共工事

まやまや、明らかにになった丸投げ

5月26日付けの毎日新聞で、「座間市発注の公共下水道を受注した業者が、市の承認を得ていない業者に下請けをさせたとして、2週間の指名停止処分を受けていた」ということが報道されました。この処分は、当局から議会への報告もなく、新聞報道で初めて知ったのですが、早速調査してみると大変な事実が明らかになってきました。

丸投げに次ぐ丸投げ

この事件の工事は、99年9月に入札が行われた公共下水道工事。この工事を8469万5100円で落札した高原組は、受注額の94.3%にあたる7988万5050円で大東建設（00年4月倒産）に丸投げ。さらに大東建設は、全くこの工事を施工することなく、他社へ丸投げ（第2次下請け以下の正確な受注額は不明）していたことが今回の調査で明らかになりました。

また、高原組が丸投げした大東建設は、この工事の入札にも参加をしていました（大東建設は入札価格が最低制限価格を下回り、失格となっていた）。落札した業者が同じ工事の入札に参加していた業者に「下請け」をさせるのは、「相指名」と呼ばれ、実質的な談合行為とされているものです。

事件発覚の発端は、大東建設の倒産

こうした市の指名業者による工事丸投げが明らかになったきっかけは、座間市選出の前県会議員のファミリー企業である大東建設の倒産。00年4月に倒産した大東建設は、破産管財人によって破産処理が進められていました。そして破産管財人によって作成された債

発注者

座間市

指名競争入札

元請け

高原組 受注額84,695,100円

丸投げ

第1次下請け

大東建設 受注額79,885,500円

丸投げ

第2次下請け

住砒開発工事 受注額は不明。後に倒産した大東建設のこの会社に対する債務額は49,364,681円

丸投げを禁止する法律・条例

建設業法

第22条（一括下請負の禁止）

建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

座間市契約規則

第58条（一括委任又は一括下請けの禁止）

請負人は、工事及び製造の請負（以下「工事」という。）の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、工事の一部を第三者に請け負わせようとするときには、下請け承認願いを市長に提出し、その承認を得なければならない。